

中国の企業体制改革と会社立法の動向

奥島孝康
李飛

はじめに

一 一九七六年以前の企業体制

1 一九四九年～一九五六年の段階

2 一九五六年～一九六六年の段階

3 一九六六年～一九七六年の段階

二 一九七六年以降の企業体制

1 外資導入・外資系企業の激増

2 国营企業管理体制の改革

3 株式会社の出現

4 個人企業の復活

5 連合企業の登場

三 中国の会社立法の動向

中国の企業体制改革と会社立法の動向（奥島・李）

1 外資系企業法制の整備

2 国内企業法制の整備

3 一九八六年一般会社法草案の概要

結びに代えて

はじめに

中国においては、現在、経済体制改革が全面的に進行中である。この改革を規定する二大方針は、対外的に解放し、対内的に経済を活性化させることである。ここ数年來、この二大方針にもとづいて、経済企画体制、物価・賃金体制、

労働就業体制、金融体制、財政体制、流通体制、農業体制、対外貿易体制など、経済全般にわたる具体的改革が次々と進められている。この一連の改革の目的は、中国の経済成長を促進することであり、社会的生産および流通の担い手となるべき企業のあり方と、その発展方向とに直接からんでいるため、自ずと企業自体の対応を変化させ、中国は急激な企業体制改革へと向い始めたのである。

最近、中国の企業体制改革の中に見られる三つの現象が外国の注目を集めている。すなわち、①外資系企業の設立が増加したばかりか、②個人企業と、③株式会社とが多数出現したことがそれである。これはまぎれもなく改革の産物である。企業体制改革の進展につれて、これまで、国营企業と集団所有企業のみを対象としてきた管理制度および関連法令はこの新たな情勢に対応できなくなりつつあり、これに代わる新制度と新立法とが必要となってきたのである。こうした新制度の確立および新法の制定は、一方では、改革の成果を肯定しそれを法制度化することを意味し、他方では、企業体制改革が今後の進むべき方向に大枠をはめることを意味するのみならず、改革の過程において生じる歪みを事前に防止し、社会・経済秩序を安定させ、さらに、企業の健全な成長をはかる上でも重要な意義をも

つものと思われる。それゆえ、中国の会社立法および企業制度の整備は、これからの中国の経済建設の命運がかけられているといっても過言ではない。

対外解放と対内経済体制改革の要請に即応するために、中国の立法機関と行政機関は、この数年来、新たな会社管理制度を構築し、それに関する法律を制定するという困難かつ重要な作業に取り組んできている。対外的には、すでに「中外合弁企業法」と「外資企業法」とが制定された。

対内的には、「国营工業企業法」が審議されているのみならず、数多くの企業管理に関する行政法規が国務院によって制定・公布された。また、この間、「一般会社法」の制定作業も休みなく続けられており、法案の起草グループは大量の調査研究を行ない、それにもとづいてすでに何度か素案さえも作成している。それゆえ、現在の作業段階からすれば、「一般会社法」が立法府への提案されるのは時間の問題と思われる。

以下本稿では、一九八七年三月現在における企業体制改革の実像および会社立法の動向を理解するために、できるだけその全体像を明らかにするよう努めたい。

一 一九七六年以前の企業体制

中国の企業体制改革の現状の理解を深めるためには、経済体制改革以前の状態を振り返る必要がある。一九七六年以前において、中国の企業体制はほぼ以下の三つの段階をたどって形成されてきたと考えられる。

1 一九四九年—一九五六年の段階

一九四九年以前において、当時の旧中国の立法府が本格的な会社法を制定したのは一九二九年のことであった。この会社法は五種類の会社形態を定めていた。すなわち、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社および株式合資会社がそれである。

一九四九年四月、新たに誕生した華北人民政府は、「国民党の六法全書およびすべての反動的法律を廃棄せよ」との訓令を発した。その結果、一九四九年一〇月にかけて、人民政權の支配地域におけるすべての旧法は一掃された。当然、旧会社法も例外ではなかった。旧政治制度と旧法律制度を壊滅させると同時に、中国共産党は、当時の中国の実情に応じ社会主義経済制度へ転換する「過度期路線」を打ち出した（この路線は、その後、新中国の最初の憲法でも承認

を受けた）。この過度期路線にもとづいて、旧中国から引き継ぎ、当時なお残存していた私有経済制度の社会主義的改造を完成させる前段階として、五種類の財産所有制度の存続が国家の経済制度として認められた。このいわゆる五種類の財産所有制度は、(1)全民所有（国家所有）、(2)集団所有、(3)公私共有、(4)私人所有および(5)農村個人所有であった。一九五三年以前には、当時の中国の企業体制は、主に次にあげる三つの態様であるといつてよい。第一に、人民政府は、旧来の官営企業と四大家族（蔣、宋、孔、陳¹）の資産を全部没収し、それらの資産をもって全民所有の企業を設置した。それに加えて、生産を拡大させ人民の生活を安定させるために多数の国営企業を設立した。第二に、革命前から存在していた無数の商工業の自営業主は、自らの選択によって、集団所有の企業を組織し、各自その持分を取得する共有の形式を探り、その事業を共同経営化するようになった。このほかに、人民政府は、完全雇用制を実現し人民生活に緊密にかかわる消費財の生産およびサービスを発展させるために、多くの集団所有の形式を採った企業を開設した。第三に、旧来の私的所有企業（いわゆる民族資本）を温存し、政府の監督の下で自主経営を継続させた。当時、これらの企業は、主として、株式会社、有限会社、合名会社などの会社形態を維持していた。

一九五三年の末頃になると、新中国は三年にわたる努力の後経済の回復に成功した。そして、一九五四年から一九五六年にかけて社会主義的公有制度の確立が進むにつれ、企業体制が重大な変化を見せはじめた。この変化の主な特徴は、以下のようなものであった。

第一に、あらゆる私人所有の企業について、公私共有の企業形態への転換を推進したことである。一九五四年、政務院財政経済委員会は、「秩序正しく一〇人以上の労働者を雇用する資本主義的工業企業を基本的に公私共有の企業に転換させることに關する意見書」を発表し、続いて同年九月、政務院は「公私共有工業企業暫定条例」を制定した。こうした方針にもとづいて、工業から次第に交通運輸業や商業およびサービス業へと、一つの企業から次第に全業種にいたる私的所有企業に対する社会主義的改造が全面的に展開されていった。国は私的所有企業の所有者と共同して当該企業の資産を評価し、清算して、新生した公私共有企業の持分に転換した代わりに、元の私的企業の所有者はその持分によって毎年定率の配当を受けるようになった。そして、私的所有企業の所有者および経営者は新企業の持分権者となると同時に、ある者は経営者の地位にとどまったが、ある者は一般の従業員とされた。新企業の人事決定権と経営権は、国から派遣された

者により掌握されるようになったのである。

第二に、政府は個人経営の手工業主を集団所有の経済組織の中に組み入れた。一九五五年に發布された「手工業に対する社会主義的改造作業に關する規画」という通達にもとづき、従来分散していた無数の個人手工業主をして「生産協同組合」を組織させるように誘導する政策が展開された。各自営業主は、生産手段である機械や設備などを生産協同組合に提供し、その従業員（組合員）となった。手工業は主として手工業の特権を基礎に成立するものであって、そこでの生産手段は価値形成に對する関与度が相対的に低い。そのため、新たに設立された生産協同組合においては、元の手工業主の多くは賃金労働者となり、決算期に利益を配分されることがあっても、それは各人の労働と組合への貢献度をもとに算定されるものであって、持分制度は存在しなかった。このようにして、生産協同組合は、従業員の共同所有企業となり、いわゆる共同労働・集団所有」の経済組織へと転化したのである。

一九五四年から一九五六年に至る期間においては、商工業の社会主義的改造とあいまって、農村でも土地の集団所有化が進められていた。一九四九年前後の土地改革によって土地を得た農民達（個人所有の自耕自作農）は、「互助組」の結成からスタートして、次第に「初級生産合作社」を組織し、さ

らに一九五六年末頃になると、「高級生産合作社」を組織する例が次第に多くなってきた。このようにして、全国的規模において、農業、手工業および資本主義的商工業の社会主義的改造は基本的に完成され、社会主義的公有制度への過渡的段階に到達した。ここまできると、中国の憲法に定められた五種類の所有制度は、実質上、「全人民所有（国家所有）」、「集団所有」および「公私共有」という三種類しか残っておらず、私人所有（個人所有）と農村個人所有は原則的には存在しなくなったのである。

2 一九五六年—一九六六年の段階

この段階においては、企業財産の所有制度からすれば、依然として前述の三つの形態が引き継がれていた。すなわち、全人民所有企業が圧倒的な比重を占め、集団所有企業と公私共有企業とが補充的な役割を果たしている状況であった。この時期における企業体制は、以下のような特徴をもっていた。

第一に、国家所有と集団所有の商工業は国家の配慮の下で著しい発展を遂げ、固定資産、従業員数、生産高など各方面においても圧倒的優勢を示していた。この段階の前年は、丁度、中国の第一次五カ年国民経済計画が実行された時期であって、ソ連の援助の下で百以上的大型工業プロジェクトが着

工され、その大半は繰業を開始した。これらの巨大な投資は、自動車、鉄鋼、石炭、飛行機、発電、冶金、機械などほとんどすべてが基盤業種に集中した。他方、中国の農村では「人民公社化」が推進され、農村の労働力、生産手段および各種生産要素は、すべて社会主義的公有制の性質を備える人民公社に吸収された。このような人民公社を母体とする「社営商工業」は、一九六〇年代に入って盛んに開設され、今日でも農村経済を支える役割を果たしているといつてよい。この段階は、企業体制がいつそう全人民所有と集団所有へと進化した時期であるといえる。

第二に、公私共有の企業にあっては、旧私的企業の所有者に対する定率の配当支払以外は、企業経営のすべてはすでに国营企業なみに取り扱われ、完全に国家の経済計画に従って活動するようになった。すなわち、この段階では、公私共有企業の生産、販売、労働、賃金、退職など企業の経営管理と発展企画は、もはや国营企業とは一切区別がなくなったのである。

第三に、少数の旧私的企業所有者が公私共有企業の特分を自ら進んで放棄し、あるいは無償で国に譲渡したことである。これにより、これらの所有者は、自らの労働によって生産する勤労者になると同時に、当該企業も自動的に国家所有の企

業に変わったのである。

3 一九六六年—一九七六年の段階

一九六六年、中国では文化大革命が勃発した。「資本主義的残滓を一掃せよ」とのスローガンの下で、一九六七年前後に、国は、旧私的企業の所有者に支払われるべき配当を全部凍結し、すべての公私共有企業を全人民所有の企業（国家所有企業）に強制的に転換させた。その結果、商工業、サービス業など各業種の公私共有企業の商号は、全部そのままで「国营××工場（商店）」という看板に塗り変えられた。したがって、この段階に入ると、公私共有の企業は形式上も一つも残らなくなったのである。

一九四九年から一九七六年にかけての二〇数年間、中国は、一方では、社会主義経済をいかに建設すべきかについて十分な経験を積んでいなかったし、他方では、ソ連の集権的な計画経済のモデルに大きく影響されていたため、企業体制の面では、もっぱら全人民所有企業と集団所有企業への転換と変質を追求し、次第に国民経済運営に対する高度な計画化と統一化を強めてきた。その結果、中国の経済体制は硬直化し、活力を欠いたものとなってしまったわけである。そこで、この時期の経済体制下における典型的企業形態について簡単に

なコメントを付しておこう。

(1) 全人民所有企業（国营企業） 中国は計画経済を実行する社会主義国家であるから、国营企業は、通信、郵便、鉄道、航空など基幹産業に止まらず、すべての業種に及んでおり、しかも圧倒的な比重を占めている。いわゆる国营企業とは、通例、国から経済計画によって交付された財産（固定資産と流動資産を含む）を管理・運営し、独立採算を行う末端経済行政組織のようなものである。組織形式からすれば、そのほとんどは〇〇工場、××商店、△△鉱山などの名を名乗っており、ごく少数の企業だけは「会社」（中国語で「公司」という）という名称を用いていた。当時、「公司」と名づけられた企業は、ほとんどが大型コンビナート、工業、海運業などの産業分野に属する大企業であった。このほかに、一定地域に存在する同業種の企業を管轄する経済組織と行政管理の機能を共に備えるものも「公司」という名称を用いていた。すべての国营企業はいずれかの行政上の管轄系統に配属されていた。大別すれば、中央部局に直属する企業、地方政府に属する企業、および同時に中央部局と地方政府の二重の管轄に服する企業など三種類に分けられる。まず第一に、中央部局の直属企業についてみると、そのほとんどは大企業である。企業実体はどの地域におかれていようと、その内部

活動または対外経営活動のすべては直接に中央部局の命令と指導に従って運営されている。中央政府の経済業務を担当する各部・総局には、品種あるいは業種にもとづき業務を主管する行政機構である「局」・「司」・「庁」が設置され、これらの局・庁は各地にある前述の大企業を直接に指導している。

第二に、地方政府の直属企業についてみると、省、自治区および直轄市の政府に直属する企業と、県および市の人民政府が管轄する企業に細分される。一般には、これら省、自治区および直轄市の管轄地域の範囲内にある中・小企業は、地方政府に直属する企業となっている。各級の地方政府は、中央各部局のように、これらの政府部内に経済業務を専管する局・庁を設置し、それぞれ業種別に下部の企業を直轄している。そして、第三に、中央部局と地方政府の二重の管轄に服する企業についてみると、これは一般に特殊な業種あるいは特定の地域に対して採られた管理制度であって、企業の生産計画や技術情報の提供および開発企画などは中央部局の管轄に属し、人事、労働力の提供、従業員福祉などは地方政府が管理する。

当時、すべての国営企業は、前述の三つの系統を通じて、国の経済計画と行政機関の命令を実行してきた。毎年、各省、各省の主管局・庁がこの部門の年度計画を先行的に編成し、

その後、各国営企業がその計画案を中央の「国家経済計画委員会」に提出する。これらの諸計画は、計画委員会で総合的・一元的に調整され、中国全土をカバーする最終の強制的な計画となったのである。この計画の具体的実施の任務は再び各部・各省の関係局・庁に降され、そこに所属する企業が従うべき指令となった。このような統一・集権的な経済計画システムの下では、企業にかかわる原材料購入、生産製造（数量、品種、型式）、製品の価額、出荷先、発注・受注など、ひいては従業員の賃金制度、労働保険、停年退職制度、雇用定員など企業のすべての経営・管理は、国の計画のコントロールの下におかれていた。

国営企業は、その実績および効率性の監査の点で二種類に分けられる。第一の類型として、大多数の国営企業では、コストや生産原価を検査し、売上高や営業収入の計算が実施されていた。すなわち、これらの企業は指定された製品を生産し、計画通りに出荷すると同時に、予定された利潤を上げなければならなかった。当然、当時においても、企業間の購入・販売が頻繁に行われ、代価の支払いも毎日行われていたにもかかわらず、理論上では、これらの行為は商品交換あるいは価値交換とは認められていなかったのである。第二の類型として、一部の国営企業では、営利性を要求されていなかった。

このような企業は、そのほとんどが国防軍事産業に従事する企業、あるいは軍設置の企業であった。軍の内部に企業を設置することは、中国の特徴の一つであるといってもよい。このような企業は、兵器等の修理工場を除けば、その大多数は民間消費財を生産する企業である。当時、ここで生産された消費財はほとんど軍の福祉にあてられたので、民間企業との取引はほとんどなかった（しかし、一九七六年以後は大きく変化した）。

国营企業は、どの種類も、固定資産投資に用いる資金および運転資金などのすべてを国から提供され、財政資金として企業に無償で交付されたのに対し、企業が計画を完成させて得た（計上された）利益（毎年計上された減価償却額を含む）もすべて国に上納し、当該企業に留保される準備金などはまったくといってよいほどなかった。この体制の下では、まさに国自体が一つの大会社であって、すべての国营企業はその下部にある作業場のようなものであった。企業間では、損益という概念とは、ただ計画を完成させたか否かという結果を意味するものをいうにすぎない。いくら利益を上げても企業や従業員に何等の実益をもたらすものでもなく、逆に、いくら損しても企業はいかなる責任を問われることもなく、その損失はすべて国が負担する。その結果、企業は、実質的な独立

性をもちえず、企業と国といわば「親方日の丸」の関係におかれていたといつてよい。

(2) 集団所有企業 集団所有企業は、社会主義的公有制の一形態とされてはいたが、全人民所有の企業とは大きな違いがある。集団所有企業が全人民所有企業と根本的に異なる点は、集団所有企業の財産が当該企業の従業員（社員）の共同所有であるということにある。したがって、集団所有企業は、独立した財産をもち、自己責任による自主経営を行い、その損益も自ら負担する。従業員の賃金および労働福祉の水準は、直接に当該企業の経営実績に左右される。重大な欠損が生じた場合には、国から経済的援助や保護を得られないかぎり、企業を閉鎖せざるを得ない。このような事情から、集団所有企業は、一般に小企業が多く、国有化には適さない業種に従事する企業であるといつてよいであろう。

集団所有企業は二種類に大別される。第一の種類は「大集団所有企業」といわれている。すなわち、中程度の規模をもち、地域経済において中堅企業としての役割を演じる集団所有企業がそれである。これらの企業にかかわる生産、購入および販売など主要な経営活動は、本来的には国营企業と同じように、国あるいは地方政府の経済計画にはめこまれ、人事、労働、賃金などの面でも、本来的には国营企業に関する規定

を参照して処理されている。管轄系統からすれば、そのほとんどは、県あるいは市の政府に設置されている各主管局・庁に直接に管理されている。このような「大集団所有企業」は、いわば一般的に集団所有企業から国営企業へと転換しつつある過渡的企業形態であるといってもよい。第二の種類は、一般的に集団所有企業であり、いわば典型的な集団所有企業といつてよい。それらは都市にあるものと農村にあるものとに分かれる。都市にある集団所有企業は、一般に「街道辦事処」（日本の区・町村役場にあたる行政庁）に属し、農村にあるものは、当時「社隊企業」と呼ばれ、その地域の人民公社ないし生産大隊が設置・管理している企業である。これらの企業の財産は、人民公社ないし生産大隊の総財産の一部分をなしている。このような典型的な集団所有企業は、一般に国と地方政府の誘導の下で、国営商業企業の注文にもとづいて生産加工を行っていた。

集団所有企業は、自主経営・独立採算の企業形態であるため、そのすべてが営利的経済組織である。しかし、当時、中国は、社会主義国であるという建前から、破産と失業が認められていなかったため、少なからぬ集団所有企業は、長期にわたり、国営銀行など金融機関の貸付によって日々を食いつないでいたというのが実状であった。したがって、その貸付

を回収する見込みが立たないような場合には、国営の金融機関が一定期間の経過後は貸倒れとして償却したので、このような集団所有企業は、実質的には国から救済を受けたに等しい結果となったのである。

いずれにせよ、一九七六年以前の中国の企業体制の下では、国は、行政管理の手法だけを通じて、企業の全般をコントロールしていたわけである。すなわち、そもそも企業の設立と停止および閉鎖などについては、すべてその企業を管轄する行政機関の認可を得なければならず、そして、企業の日常的経営活動も綿密な計画にコントロールされ、行政命令だけで企業規制を行うことが十分可能な状況にあったのである。このような体制の下で、国は、常時、省令・政令の形式で、企業の財務会計、投資、労働、設立、整理などに関する行政規定を發布してきたのであるが、それ以外の企業と「公司」を対象とする本格的な法律は、長い間空白の状態にあったというのが実情であった。

二 一九七六年以降の企業体制

一九七七年、文化大革命の終息が宣言され、とりわけ一九

七八年を境に、中国の農村では、集団主義的経営から個人経営あるいは家族経営に移行させる、いわゆる「生産責任制度」が推進された。そして、この農村改革を契機に、中国の経済体制の全般におよぶ改革が急速に展開されてきた。企業体制も、この改革の流れの中で、急激な変化を見せ始めた。この変化は以下の五つの特徴に集約される。

1 外資導入・外資系企業の激増

一九七八年から外国人の中国への直接投資が認められるようになった。その時点から今日までの約八年間に、中国の外資導入事業は目覚ましい進展を遂げた。一九八六年一二月末現在、中国の領内で設立された中外合弁企業は三、二一〇社、中外合作経営企業は四、三九〇社、外資企業二〇〇%外資は一一三社、合計七、七三八社に上っている。現在、その大半はすでに操業を開始した。この八年間の外資導入事業の成果からすれば、外国人投資家は、大量の外貨資金を中国国内に投入しただけでなく（統計によると、契約ベース投資額は一七〇億米ドル、実績ベース投資額はすでに七四億米ドルに達した）、先端技術および科学的経営方法も大幅に導入され、中国の製品輸出の増大と雇用の拡大にも大きく寄与した。特に、中国の広東省、福建省など沿海地域では、近年来、大量の外

資企業の進出と投資額の増大の影響を受けて、地域経済レベルおよび住民生活レベルは共に向上してきている。したがって、外資系企業の果たした役割は、現在、中国で高い評価を得ているといつてよい。

外資系企業（「中外合弁企業」、「中外合作経営企業」および「外資企業」を含む）は、多くの面で、現在の中国企業（すなわち、「全人民所有企業」および「集団所有企業」とは異っている。

その主な区別は、①財産所有制の面では、外資企業の財産は外国人投資家とその全部を所有している。中外合弁企業と中外合作経営企業の場合には、その財産を中・外投資者が共有している。②法人格の付与に関しては、外資企業（中国の現行の外資企業法の定義によると、「外資企業」とは中国内に設立される「子会社」をいう）および中外合弁企業は、中国の法人格を有している。しかし、中外合作経営企業に関しては、中外合作経営企業を対象とする法律がいまなお制定されていないため、その法人格の付与はペンディングの状態である。それにもかかわらず、設立された中外合作経営企業の実態からすれば、その大多数は会社としての性質をもち、実質的には法人であるが、残る少数はパートナーシップにすぎないため、当然には法人格を備えていないようである。また、企業債務に関しては、中外合弁企業と中外合作経営企業の場合には、

出資者となる中外投資家は、出資した財産を限度としてのみ企業債務に責任を負っているが、外資企業の場合には、外資企業法に具体的な会社形態が法定されていないため、どのような構成員の責任形態の会社を設立するかということは、外国人投資家の選択に委ねられている。ここで、一概に論ずることはできないが、外資企業のほとんどは有限責任の会社形態を選択することになると予想される。③企業の日常経営管理の面では、国は外資系企業に対して経済計画に従うことを強制しないことになった。つまり、外資系企業は、自主的に経営活動をする権利を与えられているのである。中国政府は、現在、例外がないわけではないが、外資系企業に対して可能なかぎり誘導や援助などを与えるべく努めている。④外資系企業は、法人格をもつ独立の企業であって、毎年、中国の関連税法に従って納税し、関連行政法規に従って費用を支払うほかは、企業財務の処理の側面、たとえば税引後の利益の留保、分配および使用などについては、すべて当該企業の規定または取締役会の決議にもとづいて処理されることとなった。当然のことながら、法定の事情が発生した場合には、出資者は、協議し合意に達したときは、中国の主管官庁の認可を得て、企業を解散することもできる。

2 国営企業管理体制の改革

国営企業管理体制に関する改革は、経済体制改革がスタートするときから国の重点政策の一つとなった。この改革は、次に述べるように、次第に深まって行きつつある。

(1) 企業の独立採算制への移行⁴⁾ 改革の第一歩は、「政企合一」の国営企業管理体制を改革し、企業を独立採算制の経済組織として再編するため、初めてメスが入られた点である。旧体制の下では、国営企業はそれぞれ各行政機関に直属し、それらの行政機関は、行政管理機構であると同時に、下部企業の経営管理機構でもあった。この機構は、行政命令と強制的計画を通じて、全面的に生産・経営を指揮していたため、商品経済の市場メカニズムの作用する余地はまったくなかった。企業も経営の実績や効率に関心をもち、受動的に行政命令に従い運営していただけにすぎず、経営自主権もなく活力にも欠けていたといつてよい。

改革が行われて以降、一方では、旧来の一部の局・庁は行政機関から分離されて「專業公司」となり、単なる経済組織として下部企業の管理に取り組み始めている。他方では、国営企業はその独立性が強化され、経営の自主権を与えられて、次第に行政機関の企業経営に対する直接な干渉を制限し始めた。行政機関の機能は、旧体制にあった「政企合一」から

脱皮して、国民經濟の全局面にかかわる方針・政策とか長期的企画を決定・編成し、また、企業に対する適切な指導と援助を提供するという方向に移行しつつある。一九八四年五月、國務院は「国营工業企業の自主権のいっその拡大に関する暫定規定」を發布した。これにより、国营企業管理体制の改革はさらに加速されてきている。その具体的な内容は以下のごとくである。

①納税制の導入——旧体制の下では、利潤の全額を政府に上納していたが、まず利潤の一部を企業が留保しうる制度が採られるようになり、さらに、一九八三年六月からは、一部の企業について「利潤上納制」に代わって「納税制」が採られるようになり、一九八四年一〇月以降は、全国国营企業において納税制が実施されるようになった。また、企業は、減価償却資金について、一九八五年からその七〇％を留保し、自ら使用する権限をもつようになった。いわゆる自己金融が認められ始めたわけである。

②生産計画・製品販売の部分的裁量権——右の暫定規定にもとづいて、企業は、国家計画を超えて生産した製品、試験製作した新製品、国の購買部門が購買しない製品、滞貨している在庫製品を自主販売でき、国が統制配給する製品の一部も自主販売できることになった。

③価格の決定権——企業は、国家計画を超えて生産した製品（主として生産手段となる設備・機械など）については、自主販売を認められると同時に、公定価格を基準に二〇％以内の範囲において、協議によつて価格を定めることができる。そのほかに、軽工業品、日常生活用品の価格の多くは、国の定める価格基準の範囲内で、基本的にはメーカーと販売先の協議で定めることができるようになった。

④物資購入の権限——旧体制の下では、固定資産投資に用いる生産手段および日常生産に必要な原材料などは全部国の物資管理部門が所管していたため、企業は、通常はそこから提供を受ける以外それ入手する方法がない。しかし、改革以後、企業が一部の製品を自販することができるようになるにつれて、企業は、コスト削減などの原則にもとづき、物資の購入先を選択する権利をもつようになった。

⑤資産処分権限——企業は、自己の持つ余分の遊休固定資産を貸与し、有償で譲渡する権限も与えられることになった。

⑥企業機構・人事・労働管理の自主権——企業は、一定の範囲で、自己の生産経営の必要に応じ、自ら機構を改組し、人員配置を決定する権限が与えられた。また、中級役員以下の幹部の任免は工場長の権限となり、一般従業員の採用については、公開募集をなし、規律に重大な違反をした従業員を

解雇する権限をもつようになった。

⑦賃金・獎金制度——企業は、一定の範囲内で、企業内部の賃金形態を決定し、留保された利潤の中から、月単位の獎金（ボーナス）とか年単位の獎金などを支出することができようになった。

⑧連合経営の容認——従来の管轄系統の閉鎖性を打ち破って、部門や地域を超えた企業の連合や提携などが認められるようになった。

⑨破産制度の試行——企業の自主経営権限が拡大されるにつれて、その独立性が強まってくる一方、国は、次第に企業に対する無償の資金交付を廃止し、いわば、企業債務に対する連帯無限責任ないし企業欠損の全部負担から脱却する方向に向かつてきている。その結果、一連の改革成果をふまえ、国は、企業と国との「親方日の丸」という関係を打ち切るために、条件と環境の整った都市での企業の破産制度さへも試行し始めてきたのである。⁽⁶⁾

(2) 企業民営化の容認 国営企業の民営化ならびに従業員への国営企業財の貸与および営業委託といった改革も進められている。国は企業の運営合理化と生産性の向上に有益な範囲で商品経済の市場メカニズムを導入するために、国営企業の経営自主権を拡大させた上に、さらにもう一段新た

なる改革の政策を打ちだした。すなわち、国民経済と重大な関係をもつ産業および大・中規模の国営企業を除き、小規模国営企業については、関係行政機関の認可を得て、国営企業から集団所有企業へ転換することができると途を開いたのである。したがって、いったん集団所有に転化すれば、当然のことながら、当該企業の財産はその従業員との共有財産となり、経営管理方式も従来の集団所有企業と同じ方式になるのである。集団所有企業に転換しない小規模国営企業は、原則として、国家所有制を維持するが、その経営権を従業員に委託することは可能であり、さらに、関係行政機関の認可を得て、その企業財産の全部を個人あるいは家族に貸与することもできる。経営権を委託された従業員あるいは企業財産を貸借した個人などは、関係行政機関と委託契約または貸与契約を結び、定められた条件にもとづいて企業の経営管理を行っている。これらの者は税金または契約に定める料金を納付した後、余剰の利益を取得することができるが、欠損が出た場合には、その填補責任を負わなければならない。一九八六年八月現在の統計によると、全国の十万余りの商業・サービス業の小規模国営企業の中で、すでに六四、六〇〇企業がこのような制度を採用するに至っている。その内、経営権を委託した企業は七〇％、集団所有に転換した企業は一二％、個人に

貸与された企業は一二% (約七千) を占めている。そのほか、少数の零細企業が個人に貸貸され、その貸貸期間の満了後に個人所有に移行することになっている。

国営企業体制には、前述の一連の改革を経て、旧体制時代と比べ、驚くべき変化が生じているといわねばならない。

3 株式会社の出現

企業体制改革の中で注目されるもう一つの大きな変化は、株式会社の出現であるといつてよい。一九八三年以来、企業体制改革の実験として、上海、瀋陽、広州、重慶など大都市で、数多くの株式会社が設立された。全国統計は明らかでないが、現在部分的に判明している統計によれば、すでに広東省で一九八五年末現在株式を発行した企業は八五〇社、上海市で一九八六年九月現在株式を発行した企業は七四九社に達している。

現在、企業体制は、旧体制から新体制へ移行の過程にあり、また、株式会社に關する一般法もまだ制定されていないため、形式的には株式会社と呼ばれる企業であっても、それぞれの企業の実質的内容はかなり異なっていることが予想される。事実、全体的に見れば、中国に出現した株式会社形態それ自体は、外国の株式会社制度と比べて、いくつかの相違点がある。

それは、次に掲げるような特徴をもっている。

(1) 株式会社の前身 株式を発行した企業のほとんどは既存の企業であつて、株式発行によって新設されたものは少い。しかも、その既存企業は旧集団所有企業が九〇%以上を占めており、国営企業であつたものは少数である。

(2) 株式の発行 株式の発行方式と株式の種類については、増資のために新株を発行した場合もあれば、企業の現有財産を評価してそれに相当する株式を発行した場合もあれば、さらに、その二つを組み合せた場合もあった。前者の例としては、「北京市天橋百貨店株式会社」をあげることができる。この会社の前身は「北京市天橋百貨商場(国営企業)」であつた。この企業は、一九八四年七月、北京市政府の認可を得て、三〇〇万株を発行した(全部が額面株であり、額面発行であつた。発行規約によると、この株式は五年の期限で発行され、五年後には全部償還されることになっている。この株式には確定利息(八%)⁹⁾がつき、決算時には、利息以外に配当をも取得することができるとされており、その意味では、いわゆる利益参加優先株式の一種である。この事例は、資金調達のために増資にあてる部分を株式発行により賄つたものである。この会社の「株式」については、社債に近いものとする見解もあれば、償還株式の一種とする見解もある。ま

た、後者の実例としては、「瀋陽市小型圧縮器工場」と「瀋陽市圧縮器バルブ工場」(双方とも集団所有企業であつた)があげられる。これらは、まず、企業の現有財産を評価し株式化させたが、その場合、現有財産の中で、過去において国の補助あるいは貸付けによつて調達した部分を「公株」として国がその部分の株式を取得し、残つた財産に相当する株式を「集団株」として従業員がそれを共有することになった。この「集団株」については、年功序列と個人的能力にもとづいて従業員個人に割当てられ(しかし、株券を発行しない)、決算期ごとに、各人は割当てられた株数に比例して配当を受取る。

また、この両企業は、現有財産の株式化とは別に、増資にあてる新株を発行した。この部分の株式は公募の形式を採らず、内部の従業員のみを対象として発行された。新株については、利息と配当という形式を採つて株主に利益を分配している。すなわち、毎年、会社はまず税引前に株主に対し八%ないし一二%の利息を支払い、それから、税引後に各人に配当することになっている。

(3) 株主の構成 株主の構成および持株の割合についていえば、会社の株主はほぼ国营企業、集団所有企業および個人の三者から成つてゐる。自然人株主の場合には、一般に企業内部の従業員がその会社の個人株主の大多数を占め

ている。もっとも、社外から株主を公募した会社もないわけではない。例えば、一九八五年に設立された「上海市延中実業株式会社」は、公募の形で額面株(五〇元/一株)を一〇万株発行した。現在、外部株主は約一・八万人である。持株の割合に関しては、前身が国营企業であつた場合には、やはり国は株式総数の半分以上を所有しており、残りの部分は集団所有企業または個人の所有に属している。このような例としては、「広州市絹麻紡績工場」、「広州明興製薬工場」および「広州僑光製薬工場」が株式会社に転換したときに、これらの会社の株主になつた内部従業員は、現有従業員数のそれぞれ七一・一%、九三・二五%および九一・五%を占めているが、これら内部従業員の持株と国の持株との比率は、それぞれ一四・五対八五・五、二一対七九および二三対七七である。国の持株比率は、いずれの場合も、株式総数の七五%以上を占めている。

(4) 会社の機関 株主総会および執行機関については、各会社は、その意思決定および経営管理などの面で非常に異なつた形を採つてゐる。一部の会社においては、全株主によつて選ばれた株主代表が「代表大会」を構成し、会社の重要事項を決定する。しかし、他の一部の会社では、前身であつた企業の経営者(国から派遣された幹部)と新たに株主となつ

た別の企業が派遣した経営者、または個人株主が選んだ代表をもって「取締役会」を構成してそこに決定権を与えている。こうした例以外に、従来の集団所有企業から株式会社へ転換した多くの会社では、株主のほとんどが内部従業員である場合には、依然として「従業員総会」（転換前の意思決定機関）、すなわち、株主総会が会社の重要事項を決定する。いずれにせよ、前述のどのタイプの会社であろうとも、経営管理の執行機関は、一般に「経理」（中国語でいう「経理」とは、日本では「社長」にあたるポストである）および副経理から成る。中国でも、取締役会長あるいは経理・副経理は、一般に、会社を対外的に代表している。

(5) 株式の譲渡 現状からすれば、三つのタイプの取り扱いが見られる。まず、第一は、株式の譲渡禁止の場合である。第二に、会社内部の従業員間においてのみ譲渡を許容する場合、そして第三に、株式譲渡の自由を全面的に認める場合がそれである。一九八六年秋から、株式の自由な譲渡を健全かつ円滑に行なわしめるために、上海市と瀋陽市に、株式や社債などの「証券取引所」が開設された。現在、指定された国営銀行のみがその証券取引の仲介業務を取り扱っている。

以上に述べた事情から、現在、中国に出現した株式会社制

度は、その整備の途上にあるといつてよい。にもかかわらず、株式会社化された企業、あるいは株式発行によって新設された企業の中で、従業員は株主となり、株主と従業員の二重の身分をもつようになったため、その責任感を強め、これまでよりも積極的に仕事に励むようになってきていると評価されている。実際、株式会社制度を採用した企業は、どの企業についても、よい成果が出ているという。

4 個人企業の復活

「個人企業」（中国では「私人企業」という）という用語は、今日までの中国の公的出版物には一つも出ていない。現在、一般に個人の経営体を「個体経済」、あるいは「個体戸」と呼んでいる。いわゆる「個体戸」とは、個人あるいは家族を中心として工業・商業を営むものをいう。これは、いわば、日本の個人商人ないし自営主に近い概念である。一九八六年末現在、中国全域の都市（県庁所在地の「県城」を含む）において、工、鉱、商、サービスなどの業務に従事している「個体戸」は約四六一万を数える。

社会主義的公有制の原則からすれば、私人の財産特に生産手段を経営体の財産にし、労働者を雇って生産させるのは搾取の一形態であると考えられる。したがって、「個体戸」と個

人企業」(「私人企業」)との区別とは、個人所有の財産を経営手段にしたからではなく、労働力が本人あるいは家族のみに限るか、それとも他人を雇用するかにある。この十年来、個体戸の経営を安定させ、また個体戸の見習弟子を採用・育成することを通じ、社会的な雇用問題を解決するために、初めの頃は、個体戸ごとに三人以下の雇用を認められるようになり、さらに近年では一〇人以下へと基準が拡大されている。この間に、一部の個体戸の効率がよく、その資産も驚くほど増大してきた。その結果、最近では、個体戸の増大した経済力にもとづき、ある場合には、一つの個体戸により、ある場合には、二つ以上の個体戸が連合して相当大きな規模の工場を作りあげるまでになったのである。このような企業では、實際上、国が制限した一〇人以下の雇用基準を超えて、何十人、何百人の労働者を採用していることもある。現在、このような個人企業はその数こそ少ないが、その出現と存在それ自体が中国の企業体制改革の実験の一面を物語っている一方、世論と民衆の反撥の対象になることも避けられない側面をもっている。したがって、これらの企業については、「大型個体戸」として捉えるべきだとの主張もあれば、個体戸と性質を異にした個人企業になってしまったとの主張もある。

5 連合企業の登場

企業体制改革が進展し、企業自主権が拡大されるにつれ、国の奨励と育成の下で、以前の閉鎖的ブロック経済を超えた、多業種に跨がる「企業連合」が広がってきている。このような連合の方式もまた二種類に分けられる。まず、第一は、「企業合併」である。すなわち、従来と異なる管轄体系に配置され、かつ、所有制の異った企業を経済合理化の原則にもとづいて一つの大きな專業会社にとめる方式がこれである。例えば、「瀋陽市自動車連合公司」は、十数社の小型自動車メーカーと部品工場をまとめて出来上った企業である。このようにして、旧来の中小企業が消滅して、大型の新会社が生じたのである。第二は、「企業提携」という方式である。一般に、原材料の供給、加工、販売などを一本化するために、これまで別個の企業が原材料生産、製造・加工、販売・サービスをそれぞれ専門に経営してきた企業が緊密な連携関係を結んで、「農―工―商」あるいは「漁―工―商」などの企業連合を形成した。このような連合体の中では、依然として、各構成企業は、独立採算制のもとで別個の法人格を維持している。

国は、このような企業連合が旧来の経済管理体制を打破し、経済発展の内在的法則に従って経営を行う上で有益な役割を果たしているとの認識を有している。そのため、優遇措置を

講じてこの連合体の發展を促進しているのである。一九八六年末現在、県政府の直轄企業レベル以上の工業によって形成された企業連合体は、すでに六、八三三件に達しており、その内には、省、自治区および直轄市など行政区域を跨ったものが三、六五三件を占めている。そして、一五、七四〇社の企業がこの六、八三三個の連合体に加わっている。このほかに、商業企業を主体とする連合体も、すでに五、七〇〇余りに上っている。

以上述べた五大特徴は、中国では、旧企業体制が崩壊しつつあり、逆に、新企業体制が徐々にその形を現わし始めていることを裏づけているように思われる。この一連の改革は、中国にとって未曾有の事態ともいべきものであるため、ある程度は実験的側面をもっているといってもよく、これからのような企業形態が定着することになるか、またどのような新形態が出現するか、今後の展開を待つ必要がある。

三 中国の会社立法の動向

一九七六年を境に、中国の企業体制は著しい変化を見せており、外資系企業をふくむ新体制に即応できる法規制の整備

は重大な課題となり、一般会社法の制定もきわめて近い将来に迫ってきている。そこで、以下では、一九七六年以来の企業法制の改革および当面の一般会社法の制定準備作業の動向につき概観しておくことにしたい。

1 外資系企業法制の整備

中国は外資の進出に應えるために、国際的慣習を参照し急速に法制度を整備してきている。すなわち、一九七九年七月に「中外合弁企業法」を採択し、一九八六年四月には「外資企業法」を採択した。そして、「中外合作経営企業法」も、一九八〇年頃から制定作業が開始されているが、その企業形態は複雑な要素を内包しているため、いまだに草案の段階に止っており、立法院にまでは提議されていない。

法体系からすれば、中国は、民法および商法（あるいは一般会社法）がまだ存在していないにもかかわらず、外資系企業を対象とする法律の制定を先行させることを決断したのである。なぜなら、その当時、中国の経済体制改革が始まったばかりであり、企業体制も不確定の状態であったが、外資の受け入れ体制を整えるために外国投資家にとって馴染みのある会社形態を導入し、優遇措置を含む法的保護を講じなければならなかったからである。つまり、内外の企業形態が著し

く食い違っている状態の下では、対外的に会社立法を優先させざるを得なかったというわけである。

中外合弁企業法と外資企業法の内容からすれば、両法は共に外国人投資に対する奨励措置と会社法たる内容を備えており、いわば奨励法と会社法の二重の性格をもつ法律であるといつてもよい。この二つの法律は、ある程度、立法当時の歴史的な制約を受けていたので、現在では、ある面で新しい課題に直面している。外資系企業の会社形態をどうするかという問題は、その一つである。

(1) 中外合弁企業 中外合弁企業法およびその実施条例によると、中外合弁企業は有限会社であると考えてよい。

立法当時、中国と外国の出資による株式会社という会社形態は除外された。ここ数年来、中国国内の企業体制改革が急速に展開し、各地に多くの株式会社が出現したことの影響で、外資系の株式会社を設立しようという声も強まってきた。外資系企業の群生している広東省経済特区では、このような要請に応えるために、一九八六年一〇月の広東省人民代表大会常務委員会の可決を経て「広東省経済特区涉外公司条例」が施行された。

この条例の第三章は中外出資者による株式会社の設立に関する規定である。その第一節の設立手続の諸規定によれば、

株式会社を設立するには、五人以上の発起人がいなければならない。経済特区側がそのうち半数以上を占めていなければならない。そして、授權資本制を採用し、設立の際に募集する株式は発行予定株式の額面総額の二五%以下であつてはならない。また、設立時に募集する株式総数に対する発起人の引受は二五%以下であつてはならず、残りは公募することができ。発起人は設立時に引受のなかった株式につき連帯して引受払込担保責任を負うものとされる。

会社の組織に関する第二節では、条例は次のような主要な規定を定めている。まず、株主総会は、株式会社の最高意思決定機関である。株主総会は、定時総会と臨時総会に分かれる。取締役会は会社の経営方針を決定し、かつ、それを執行する機関である。株主総会において議決をおこなう場合、各株式には一個の議決権が与えられる。株主は代理人を介してその議決権を行使することができる。株主総会の決議は一般決議と特別決議に分かれる。一般決議を行う場合には、株式総数の過半数の株主の出席を要し、かつ、出席株主の議決権の過半数の同意がなければならない。特別決議を行う場合には、株式総数の三分の二以上の株主の出席を要し、かつ、出席株主の議決権の過半数の同意がなければならない。同条例では、特別決議に付すべき法定事項として次のような事項を

あげている。会社の増資、債券発行、合併、営業譲渡、解散および清算などの重要事項を議決するとき、ならびに、会社定款を改正するとき、および株主でない者を取締役会会長として招聘するときなどがそれである。

株券に関する第三節では、次のような規定を定めている。

まず、株式会社の株式の一株あたりの金額は均一でなければならない。株式は額面記名株式であり、一般株式および特別株式に分けることができる。特別株の享有する権利については、定款中に規定しておかなければならない。特別株の基本的権利については、定率配当は一般株より高くすること、定率配当および会社の余剰財産の配分順序は一般株に優先することである。株式会社には株主名簿を備え置かなければならず、株主総会招集の通知を発送した日から当該総会の開催日(会日)までの間は、株券の名義書換登記およびその他の変更登記を停止する。なお、条例は新株の発行についても相應の規定を定めている。

(2) 外資企業(一〇〇%外資企業) 外資企業法は、外資企業の具体的な形態については何も定めていない。立法趣旨からすれば、外資企業は、自法的形態を選択し、株式会社、有限会社、合名会社および合資会社のいずれかの会社形態を選択することができる。しかし、外資企業法の実施細則がい

まだに制定されていないため、各企業の法的形態に対する具體的法定事項がどのように定められるかは現在のところ不明である。この外資企業の会社形態に関しては、広東省経済特区涉外公司条例も、きわめて大きな幅をもった規定を設けており、外資企業は有限責任社員から成る会社でなければならないとしが規定していない。その結果、経済特区では、合名会社および合資会社の形態を採る外資企業の設立は不可能である。

外資系企業に関する立法上のもう一つの新しい課題は、法体系上および立法技術上の問題である。現状では、中国に進出している外資系企業は、それぞれ合併企業、外資企業および合作経営企業などの形態を採っている。そのため、中国はこれらの形態に相應する三つの法律の制定を検討した。そして、ここ数年間に、各省、自治区および直轄市の人民代表大会およびその常務委員会は、採択された中外合併企業法および外資企業法にもとづいて、当該地域に適用する地方条例を多数規定した。この過程で、地方の条例の間に不統一が生じることが避けられなかった。一九八四年頃から、統一した外国人投資法を制定しようという声はますます強まってきた。関係部門と関係機関もある程度の調査と検討を行っていたが、時機がまだ十分熟していないと考える者が大多数を占

めているため、その統一法の起草は現時点ではまだ始まっていない。

2 国内企業法制の整備

ここ数年、中国は、企業体制改革を促進し、改革の過程で生じた歪みを解消するために、企業法規制を整備していく上で、次に述べる三大任務を果してきている。

(1) 国営企業の法人格取得 行政機構と企業の職責を分離し、企業を行政機構の付属的地位から独立せしめるために、一九八三年四月、國務院は、「国営工業企業暫定条例」を制定・公布した。同条例の第八条で、「企業は法人であり、工場長は法人代表である。国が企業に経営管理させることを規定した国家財産に対し、企業は、法律にもとづいて、それを占有し、使用し、かつ、処分する権利を行使し、自主的に生産経営活動を行い、国の規定する責任を負い、かつ、独立して法院（裁判所）に訴えまたは訴えられることができる。」と規定し、初めて国営企業が法人であることを明記した。しかし、当時、以上のような原則的規定が定められはしたが、実際の運用上では、企業は依然として行政機関の多方面におよぶ直接的干渉を受けていたのである。と同時に、企業がどの程度まで国から経営管理を委ねられた財産を自由に処分す

ることができるかも不明であった。したがって、国営企業の独立した法人としての地位は必ずしも十分に明確なものとなっていたわけではなかったのである。

そのため、一九八四年五月に國務院は、再び「国営工業企業の自主権のいっそうの拡大に関する暫定規定」を制定し、続いて一九八四年一〇月、中国共産党中央委員会の会議において「経済体制改革についての決定」が可決された。これらの促進策に導かれ、国営企業は、先に見てきた一連の改革を経て、独立した法人たる地位をいっそう明確にしたのである。そして、中国の立法院は、一九八六年四月、遂に「中国民法通則」を採択したのであった。そこでは、法人の定義、種類および能力について規定している。

同民法通則は、第三章「法人」の第一節「一般規定」で次のような規定を定めている。すなわち、法人とは、民事上の権利能力および行為能力を有し、法により独立して民事上の権利を享有し、かつ、民事上の義務を負う組織をいう（三六条一項）。法人の民事上の権利能力および行為能力は、法人の成立時に発生し、法人の終了時に消滅する（同条二項）。法人は、次の要件を具備するものとされる。①法律によって成立すること、②必要な財産または経費を有すること、③自己の名称、組織機関および所在地を有すること、④独立して民事上の責

任を負うこと、がそれである(三七条)。そして、第二節「企業法人」では次のように定めている。すなわち、全人民所有企業(国営企業)または集団所有企業において、国の規定する基準に適合する資金額を有し、組織定款、組織機関および所在地を有し、独立して民事上の責任を負うことができるものは、主管機関の審査・認可を経て登記し、法人としての資格を取得することを要する(四一条)。全人民所有制の企業法人は、国が経営管理を委託した財産をもって民事責任を負う。集団所有制の企業法人は、企業が所有する財産をもって民事責任を負う。中外合弁企業法人、中外合作経営企業法人および外資企業法人は、法律に別段の定めがある場合を除き、企業が所有する財産をもって民事責任を負う(四八条)。同民法通則はまた、このほかにも、法人の代表者、法人の住所、法人登記、法人解散および法人の合併・分割などについて、それぞれ具体的な規定を定めている。

中国の国営企業の法人資格を資本主義国で通用する法人概念で理解する場合には、やや理解し難しいところが残る。理論上、法人財産は法人自体の完全所有であるべきではあるが、実際上もそのような運用が可能か否かは必ずしも明快ではないからである。しかし、国営企業が国から相対的に独立した一般の民間企業と同様の民事活動をなしうるといふこ

とだけはほぼ問題ないといつてよからう。かくて、中国では、「企業における所有権と経営管理権の分離」という思想にもとづき、生産手段について国営企業の「経営管理権」を国家の「所有権」から独立させ、国営企業の現有財産に対する実際上の占有権、使用権および処分権の明確化が実現したのである。

(2) 既存会社の整理・再登記 企業体制の改革および経済環境が活発化するにつれて、さまざまな形態の企業とか会社が泉のように湧き出てきた。当然、その中には「ペーパー・カンパニー」や「幽霊会社」のようなものも少なくない。それらは、「○○株式会社」、「××有限公司」、あるいは、「△△実業会社」などの看板をかかげてはいるが、実際には、資本も住所も、定款も機関も一切もたない。このような、いわゆる「公司」の存在は、次の二つの原因によって生じたのである。第一に、その一部は登記のない「裏会社」(闇会社)であり、その経営は違法である。第二に、設立登記は存在するが、登記の際、詐欺的手法をもって登記機関を欺いたものである。これらの会社が存在しているかぎり、詐欺的な活動があちこちで起り、債権者は大きな被害を受けることになりかねない。そこで、このような社会・経済秩序を侵害するおそれのある「幽霊会社」を消滅させるために、一九八五年、國務院は、緊急に、「公司をさらに整理および整頓することに関する通達」

を公布した。続いて、この通達にもつき、国家工商行政管理理局も、一九八五年八月、「公司登記管理暫定規定」を制定・公布した。そこで、各地の工商行政管理局に派遣された検査員は、公司ごとに立入検査をし、再登記をさせてきた。この検査の過程で、多くの違法会社と「幽霊公司」が取締りの対象となった。雲南省の整理状況を例にとると、一九八五年夏から一九八六年夏までの一年間に、雲南省工商行政管理局は、人員を派遣して、省内の六、二四五社の公司を検査させた（六、二四五社の中で、一九八四年以降設立されたものは四、〇一七社を占めている）。その結果として、一三九社の公司が「幽霊会社」と認定され、その閉鎖を命じられた。この一三九社の経営者の内で四五人については犯罪者として処罰された。そのほかに、七六七社の公司が「公司登記管理暫定規定」に違反していたため、営業許可証を取消され、実質上、営業停止処分を受けたのである。以上の例から、中国の経済体制の転換中にある程度の歪みが出ていることが伺える。このことは、中国において会社法の整備を急がねばならない緊急性を意味している。

(3) 一般会社法の制定準備作業 中国では、ほぼ五年前から、国家経済委員会法規局を中心として、一般会社法の起草を開始し、継続して検討が進められている。この期間中に、

起草グループは、各国の会社法に関する立法例と運用経験を勉強するために、何度もフランス、西ドイツ、イタリア等の国へ赴き、研究を重ねてきた。そして、日本、アメリカ等の商法、有限会社法、模範会社法等を翻訳し、詳細な研究を行ってきている。

そうした準備の上で始まった立法化作業であったが、一般会社法の起草にあたっては、次のいくつかの主要問題が繰り返し論争されてきた。

問題点の第一は、この法律では何種類の会社形態を規定すべきかという点にある。大多数の意見は、本法が適用される会社の範囲は有限責任会社の形態を採るものに限定すべきであるとす。すなわち、合名会社および合資会社の設立はこれを認めないというのである。このような主張は、次の二つの理由に依拠している。一つには、中国では、すべての国营企業および一部の集団所有企業は、長期にわたりもっぱら国の財政資金をあてにして、それに依存するという関係を維持してきた。このような関係を徹底的に断ち切るためには、有限責任形態の会社を作りあげる必要がある。しかも、合名会社とか合資会社の場合、無限責任を負う社員は、会社債務を会社財産で弁済できないときは、個人財産をもって返済しなければならないから、場合によっては、個人あるいはその

家族が生活を維持するための財産までも処分されてしまいかねない事態もありうる。しかし、こうした事態は、原則として回避しうる措置がとられるべきである。もう一つには、外国では、現在、歴史的な沿革により株式会社、有限会社、合資会社、合名会社などが存続しているが、合名会社と合資会社の数は年を追って減少しており、新設されるものもごく少数である。中国はこれから会社制度を導入するのであるから、資本主義国に現存するすべての会社形態を導入する必要はない、というのである。

問題点の第二は、株式会社の設立を認めるべきかどうかという点にある。株式会社形態をめぐって、改革の実際はまとまった経験をまだ提供していないので、政策上においても理論上においても、ここ数年、賛否両論の状態が続いてきた。最初の段階では、消極意見が主流を占めていた。その主な理由は、まず第一に、中国では、長期にわたり、国民経済が抱えていたもっとも大きな問題である基本建設（建築および固定資産投資を指す）に必要な原材料と建築材料とが不足していたことにある。過去においては、国は、毎年、直接的な財政融資を減少し、投資計画を中間改正する手段を用いて需給調整をコントロールすることに努めてきた。その段階では、企業の資金調達が財政投融資（国家銀行）に頼るという唯一の

途しかなかったという状態の下で、国家財政のやりくりには大変な苦勞を強いられたが、もし、株式会社を設立し株券を発行することになれば、財政投融資と並んで新しい資金調達ルートが開かれることになり、これまで不足してきた原材料の供給はさらに困難を増すものと思われる。供給不足は必ず価格上昇をもたらし、全面的なインフレを引き起こす原因となりかねない。それゆえ、国による財政投融資以外の資金調達ルートに対するコントロール措置が整備されていない状態の下では、株式会社の設立を認めることには間類が多すぎる。第二に、株式会社が数多く設立されるにつれて、株式の取引も自然と必要になり、次第に株式市場が形成されるものと予想される。いったん、株式市場が登場すれば、株式取引を対象とする投機活動も自然に発生してくると思われる。このように投機を通じ巨利を得ようとして一般人の射倖心がそそれら投機活動が行きすぎとなりかねない。これは、社会主義の自己労働により報酬を取得すべき原則に反するものである。しかも、投機は過熱化し、一般大衆を害する危険を生じかねないことになろう。

ところが、ここ二年来、中国では、株式会社を認めるべきであるという積極意見が主流となってきた。そして、こうした考え方の転換につれて、多くの株式会社が設立され、株式

市場も開設されるまでになった。積極意見は、次の理由に依拠している。すなわち、株式会社制度は、社会主義的商品経済の市場を形成するのに役立ち、特に信用競争および金融証券市場の形成は社会資源の最適配分の実現にとって有益である。そして、このような市場システムの下で、社会資金は自然に収益のよい企業および産業に流れこみ、収益が悪く、効率の低い企業は、競争の圧力を受け、経済管理を再建せざるを得なくなる。したがって、株式会社制度は、社会全般の高い効率化を促す上で大きな役割を果たしていくことができる、というのである。

以上の認識を踏えて、現在、一般会社法の草案は、とりあえず株式会社と有限会社を対象として、それぞれの条文化が急がれている。

3 一九八六年一般会社法草案の概要

ここでは、近い将来中国に出現するであろう一般会社法につき、その動向を知る手がかりとして、一九八六年二月頃に作成された草案の主要内容をごく簡単に紹介しておきたい。

- (1) 総則 「総則」は、本草案が予定する株式会社と有限会社との共通規定であり、以下のような内容をもつ。
- ① 会社の定義——会社とは、法律の定めに従って設立し、

かつ、独立して処分できる財産をもち、自主経営を行い、損益を自己負担し、独立して民事上の権利を有し民事上の責任を負うことのできる経済組織をいう。会社の種類は商号中に標記しなければならない。

② 会社の定款・登記——会社は、法律の定め合致する定款を作成しなければならない。会社を設立する際には、主管官庁の認可を得た上で、登記期間中に会社設立地において登記の手続を行い、法人格を取得する。会社が合併・分割および定款変更などを行う場合には、設立認可期間中に認可を得なければならず、変更登記の届出を必要とする。

③ 会社の住所——会社は、その本部の登録所在地をもって住所とする。

④ 会社の資本金——会社の登録資本の最低金額に関する制限は、政令をもって定める。有限会社は、債権者の同意を得ないかぎり、登録資本額を減少できない。

⑤ 最高決定機関および代表者等——会社は、取締役会または管理委員会を最高決定機関とする。会社には、経理（社長）を置き、日常経営管理を担当させる。会社定款の定めにもとづいて、取締役会会長もしくは管理委員会会長または経理のいずれかをもって会社代表者とする。会社は、監査委員会を設け、監査権を行使させる。

⑥労働者の管理参与——会社の職員と労働者は、適切な方式によって、会社の経営管理に参与すべきである。

⑦財務会計諸書類の監査——会社は、定められた期限内、公認会計士および監査委員により承認を受けた貸借対照表、損益計算書、年度会計報告書および清算報告書などを提出しなければならない。

⑧整理および破産——会社は、財務状況が悪化しつつ、債務が一定の数额に達し、期限の到来した債務を弁済できない場合には、破産法にもとづき、会社整理または破産の開始を届出なければならない。

⑨会社の解散——会社は、次の場合に解散する。すなわち、
(a)法律に重大な違反をし社会の公的利益を害する場合、
(b)会社の存続期間が満了し、または定款に定められたその他の解散原因が発生した場合、
(c)出資者の全体会議が会社を解散する旨の決議をした場合、
(d)国が法律にもとづきその会社の設立を取消した場合、
(e)破産を宣告された場合がそれである、

⑩本法の適用範囲——本法は、中国領内に設立される国家所有、集団所有、および外資系などの会社に適用する。

(2) 有限会社 「有限会社」なる会社形態は、「公開会社」たる株式会社に対する「閉鎖会社」であるといつてよい。そ

の主要規定は以下のごとくである。

①責任範囲——出資者は、引受けた出資額を限度として、会社に対し責任を負う。会社は、その全財産をもって会社債務に対する弁済義務を履行しなければならない。

②設立の申請——会社を設立する場合には、主管官庁に申請書を提出しなければならない。その際、以下の諸書類を送付しなければならない。すなわち、(a)会社の目論見書、(b)会社定款、(c)出資払込済証明書、(d)取締役会名簿がそれである、

③会社定款——定款には、出資者の全員の同意をもって、以下の事項を明記しなければならない。すなわち、(a)商号、住所、(b)会社の主旨(目的)、業務・経営の範囲、(c)会社の登録資本額、各出資者の引受額、出資の方式、出資の払込期限および配当分配の原則、欠損負担の方法、(d)意思決定機関および執行機関の形式、構成、権限と会社の代表者、(e)財務、会計および監査制度の原則、(f)労働雇用、労働保険、(g)会社の解散および清算に関する手続、(h)定款変更時の手続の各事項である、

④出資の払込——出資者は、会社の設立時に引受けた出資を全額払込まなければならない。ただし、定款に出資の分割払込を認める旨を定めている場合には、出資者の最初の払込

金額は、引受総額の二分の一を下つてはならない。出資者は、現金、定款に定められた範囲における現物および法律に定められたその他の目的物をもって、出資にあてることができる。現物に対する評価は、出資者全員の協議によって定め、場合によっては、出資者全員の同意する第三者に評価を依頼することができる。主管官庁は、その評価結果を検証する。

⑤取締役会および管理委員会の権限——次のとおりである。(a)会社の経営方針および機関の設置を決定すること、(b)会社の発展企画および年度計画を決定すること、(c)会社の年度予算、決算および配当分配案を審査・承認すること、(d)国の規定にもとづき、経理および副経理など会社の役員を任免すること、(e)定款に定められたその他の権限。

⑥取締役会または管理委員会の会長権限——次のとおりである。(a)取締役会または管理委員会の会議を招集すること、(b)会議で採択された決議の執行状況を監督し、会議に報告すべきこと、(c)経理が提出した会社の具体的な経営計画およびその執行結果を審査すること。

⑦経理の職責および権限——次のとおりである。(a)取締役会または管理委員会の決議を執行すること、(b)会社の日常管理を主宰すること、(c)取締役会または管理委員会の授權決議にもとづき会社を代表して重要な業務を処理すること。

と。

⑧特別決議——次の場合には、取締役会または管理委員会の全員の三分の二以上の同意がなければ決議をすることができない。すなわち、(a)登録資本の増加、(b)会社定款の変更、(c)合併、分割および解散、の各事項がこれである。

⑨資本の減少——会社はその登録資本を減少させる場合には、あらかじめ各債権者に同意を求めねばならない。債権者が三カ月以内に異議を申出なかった場合には、会社は主管官庁に減資を届出ることができる。

⑩法人出資者——会社は、他の有限会社の出資者となることとができる。

⑪持分の譲渡——出資者は、その有する持分の全部または一部を譲渡する場合には、出資者の二分の一以上の同意を得なければならない。他の出資者は、その持分に対する先買権を有する。

⑫会社の清算・解散——取締役会または管理委員会は、会社に重大な負債が生じた場合には、解散決議をし、主管官庁の認可を得て清算を行うことができる。裁判所も、債権者およびその他利害関係人の請求により、清算を命じることができる。取締役会または管理委員会は、清算人もしくは清算委員会委員を選任し、または、裁判所がそれらを指名すること

ができる。債権者は、清算人または清算委員会委員の選任に対し異議がある場合には、裁判所の裁決を請求することができる。清算人および清算委員会は、その嘱任後十五日以内に、会社債権者に対し五〇日以内にその債権を申出るべく催告しなければならない。

⑬清算人または清算委員会の権限——次のとおりである。
(a)財産の現状を調査し財産目録および貸借対照表を作成すること、(b)会社を代表して未完の業務を処理すること、
(c)会社の債権を取り戻すこと、(d)出資者に未済の引受け分を払込むように催告すること、(e)債権者総会を招集すること、(f)法律の定めにもとづき残余財産を分配すること、
(g)債務超過の疑いがある場合には、法院(裁判所)に破産を宣告するよう請求すること。

清算が完了するまでは、いかなる者も清算人または清算委員会会の同意を得ずに会社の財産を処分してはならない。清算の結了後、清算人または清算委員会は、清算に関する書類および財務帳簿にもとづき裁判所の承認を得て、登記期間内に会社解散登記をしなければならない。

(3) 株式会社 「株式会社」とは大規模公開会社を意味し、その主要規定は以下のごとくである。

①会社の資本——株式会社の資本金は、すべて均一の株式

に分割し、株主は、引受けた株式を限度として、会社に対し責任を負う。会社はその全財産をもって会社債務に対する弁済義務を履行しなければならない。

②設立——次のとおりである。(a)発起設立の場合には、発起人は株式を全部引受けて払込まなければならない、(b)募集設立の場合には、発起人は前もって株式の募集方式を決め、募集計画を作成し、計画書を主管官庁および指定金融期間に提出しなければならない。設立時に発行する株式について、発起人の引受は、二分の一未満であつてはならず、公募した場合でも、応募がなく引受けられなかった株式につき、発起人は連帯して引受払込担保責任を負う。

③払込——設立時、引受人は分割して払込をすることができる。ただし、第一回の払込は引受けた株式の三分の一未満であつてはならない。残余については、会社設立後五年間以内に全額払込まなければならない。

④株式——株式はすべて記名株式なければならない、国の指定金融機関が代理してそれを発行する。株式の譲渡は、指定金融機関に委託して行うことができる。社員間では自由に譲渡を行い、名義書換手続を行うこともできる。

⑤株主名簿——株主は、定款の定めにもとづいて、その有する株式を譲渡することができる。また、法の定める範囲内

で、株式の贈与、相続または抵当権設定を行うことができる。株主名簿には次の事項を明記しなければならない。すなわち、(a)株主の氏名、住所および勤務先、(b)株主の持株数、株券番号、(c)株式の譲渡に関する記録、がそれである。

⑥利益の分配——会社は、定款の定めにもとづいて、定時に定率の配当と通常配当を配分することができる。ただし、会社の純資産額が、払込済資本金と当期積立利益準備金との合計額を下回る場合には、配当をしてはならない。

⑦増資および減資——会社が増資または減資を行う場合には、株主総会の特別決議を要する。増資を行う場合には、各株の額面価額を引き上げる方法または新株を発行する方法のいずれかを採ることができる。最初に引受けられた株式の払込が未済の場合には、会社は新株を発行することができる。また、会社は二年連続して欠損が出た場合にも、新株を発行してはならない。

減資を行う場合には、次の条件に従わなければならない。すなわち、(a)会社の財務状況が良好で、株主の未払込株金の払込義務を免除することができる場合、(b)経営の不振によらず会社の現存資産登録資本額を下回る場合、(c)会社の払込済資本金がすでに経営上の必要を上回る場合である。減資を行う場合には、株数を減少させる方法または各株の額面

額を引き下げる方法のいずれかを採ることができる。

増資または減資を行う場合には、会社は、主管官庁に届出て認可を得なければならない。また、登記機関で変更登記の手続を行わなければならない。

⑧社債の発行——取締役会は、特別決議をもって、社債を発行することができる。社債を発行する場合には、主管官庁に届出た上で認可を得て、登記手続を行わなければならない。会社は、定款の定めにもとづいて、転換社債を発行することができる。

⑨株主総会および取締役会——会社の最高決定機関が、株主総会である会社は、取締役会と監査役会を設ける。

株主総会は、次の権限を有する。すなわち、(a)取締役会および監査役会の報告を審議すること、(b)取締役会が提出した財務会計書類および決算案を審議・承認すること、(c)取締役会および監査役を選任・解任すること、(d)会社の増資、減資、合併、分割、停業および清算など重要事項に対し議決を行うこと、(e)会社定款を変更することである。

⑩普通決議と特別決議——株主総会において議決を行う場合、各株式には一個の議決権が与えられる。株主総会で普通決議を行う場合には、株式総数の過半数を占める株主の出席がなければならない。かつ、出席株主の議決権の過半数の同

意がなければならぬ。株主総会で特別決議を行う場合には、株式総数の三分の二以上を占める株主の出席がなければならず、かつ、出席株主の議決権の過半数の同意がなければならぬ。

⑪監査役会——監査役は、株主総会において選任する。職員または労働者の代表である監査役の人数は、総数の三分の一以上であつてはならない。監査役会の職権は次のとおりである。すなわち、(a)取締役会会議に列席すること、(b)取締役会の決定に対し異議を提出し再審議を要求することができること、(c)会社の役員に対する奨賞または処罰を提案することができること、(d)会社の財務会計の現況を監督・検査すること、である。

(4) 罰則 「罰則」は、行政処分を主としており、その主要規定は次のとおりである。

①主管官庁は、認可を得なかつた会社または当期の手續を履行しなかつた会社に対して、営業停止または閉鎖を命じ、違法所得を没収し、過料に処す。

②次のいずれかに該当する場合には、主管官庁は、会社に対し、警告し、過料に処し、違法所得を没収し、閉鎖を命じ、営業許可証を取り消し、または、そのいずれかに処すものとする。(a)登記時に不実登記をしたこと、(b)会社に登記す

べき事情が発生した場合に登記手續を履行しなかつたこと、(c)登記された経営範囲を超えて経営活動を行ったこと、(d)営業許可証を偽造し、他人の営業許可証を自己のものとする、(e)貸借対照表など財務諸表を期日までに提出しなかつたこと。以上の違法行為をした会社の代表者についても、行政処分に処すことができる。さらに、犯罪を行つた代表者に対しては、刑罰を科すことができる。

③会社設立後、正当な理由なしに六ヵ月を超えてなお営業を開始していない会社、または、営業開始後認可なしに一年間以上営業を停止した会社は、開業許可証の取消処分を受ける。

結びに代えて

中国は、現在、あらゆる面で新たな飛躍への過渡期にある。経済体制改革もすでに九年目に入っている。政治体制改革も一九八六年の初め頃から強く呼びかけられ、慎重に推進されてきている。全体的に見れば、中国で進行中の改革は、すでにかかなり大きな成果をおさめているといつてもよからう。この改革の過程で、法制の整備作業は、国の重点施策の一つと

して、大きな期待を寄せられている。中国の立法院と関連行政機関も日夜を問わず立法作業に全力を傾注している。経済環境の改善と経験の蓄積とが進むにつれて、中国の法律も急速に整備されてくることであろう。中国企業法の全容がわれわれの前に姿を現す日は近い。

(1) 蔣、宋、孔、陳ら四大家族とは、蔣介石、宋子文、孔祥熙、陳立夫ら四つの巨大財閥を指している。

(2) 社会主義の原理によると、一九四九年から一九五三年にかけての期間に、中国にはまだ五つの財産所有制が共存していたので、完全な社会主義制度が実現されたとはいえない。一九五三年からは、財産所有制が五つの形態から公有制形態へ移行され、一九五六年頃にこの移行は完了した。中国ではこの移行完了により完全な社会主義経済制度が樹立されたと解されている。

(3) 政務院とは、現在の國務院の前身である。

(4) 「政企合一」とは、経済体制改革開始の前に存在していた企業体制のことをいう。すなわち、その時期、行政機関と企業経営機関という二重機能を備えていたのである。

(5) 現在、中国では、国営企業および集団所有制企業に対する課税は、主として次のような種類に分れている。企業所得税(法人税)、製品税、付加価値税、營業税、資源税、都市維持建設税、建築税、獎金税などがある。

(6) 一九八五年二月より、中国瀋陽市で集団所有制企業に

ついて企業破産制度が導入され、また武漢市でも一九八五年六月に、ある国営企業に破産制度が適用された。企業に対して破産宣告が出されたのは、新中国が成立して以来初めてのことである。それ以後、国営企業に適用される破産法が、一九八六年二月二日、中国全人代常務委によって可決された。

(7) 小規模国営企業とは、現在、中国では商業に従事する小規模国営企業に対する基準しか規定されていないため、ここでは商業企業である規模の小さい国営企業を指している。この基準によると、北京、上海など大都市では、固定資産が三〇万元以下、または年利益額が二〇万元以下の企業、ほかの地方都市では、固定資産が二〇万以下、または年利益額が一〇万元以下の企業を小規模企業と呼んでいる。

(8) ここでは、「新株」という用語を用いることには、やや無理があろう。なぜなら、この株式を発行する企業は、もともと株式会社ではなかったからである。現在のところ、「新株」よりも、より適切な用語が見つからないので、とりあえず、この用語を借用しておく。

(9) (10) 株式に対する利益配分方法として、利息(定率配当)と配当(通常配当)という二つの形態の配分制度を組み合せた方式を採ったのは、中国法の特徴である。旧中国でも長期にわたり実行された方法であると伝えられている。一般的には、特別株を除けば、利息は、決算期ごとに、企業の税引前の利益から支払われ、配当は税引後の利益から支払われている。

〔あとがき〕

本稿は、二年前（一九八七年三月）に完成したが、事情があつて発表が遅れた。そのため、中国法のその後の急速な進展状況からすれば、内容的にすでに古くなったところも少なくないが、この分野の研究が必ずしも十分でないわが国の学界にとっては、いまなお有益な基礎的研究たる内容を維持しつるものと思われる。

なお、李飛氏は、早稲田大学大学院法学研究科の一九八六年度研究生として私の研究室で一年間を過し帰国された後、全国人民代表大会常務委員会の法制工作委员会の処長として、中国企業法の法制整備に日夜精励されている俊秀である。李氏が私の指導の下で研究されていた時期に発表された本稿に関連する論文は、次の二本である。

① 「中国における中外合弁事業の法規制（上）（下）」国際商事法務一五卷二号・四号（一九八七）

② 「中国の外資企業法の制定とその法構造（上）（下）」国際商事法務一五卷五号・六号（一九八七）

最後に、本稿については、その内容・表現等のすべてにわたり、一切の責任は奥島にあることを明らかにしておく。

（一九八九年三月、奥島記）

〔追記〕 本稿の校正中、中国では、政治・経済上の大きな変動が生じたが、本稿の内容についてはほとんど影響はなさそうに思われる。

（九月九日、奥島記）